

福井信金争議の早期解決を求める決議

旧・武生信金（現・福井信金）裁判は、昨年2月28日に最高裁が労働者側の上告を棄却したため、経営者の不正を公益通報した労働者に対する報復的懲戒解雇を有効とする下級審の不当判決が裁判で確定しました。

昨年4月25日に行われた福井信金との団体交渉では金庫側が「裁判で確定した以上、今後団体交渉はしない」などと、争議解決に向けた話し合いさえ拒否したまま、未だに解決に至っていません。

金融労連では、その後も金融庁に対して、労使間での話し合いによる争議の解決を要請してきましたが、「要請があったことを金庫に伝える」というだけで、顧問弁護士に丸投げしている福井信金は争議解決に向けて話し合いに応じていません。

本年7月に行った北陸財務局要請では、ようやく「話し合いに応じるよう福井信金経営者に伝える」との回答も得られており、改めて解決に向けたテーブルづくりが求められています。

昨今、大企業の不正が相次いで発覚しています。共通するのは、労働者が声を上げられない現場で、不正が繰り返されたことです。「内部通報すると報復される可能性があると思った」（日産・調査報告書）という労働者の声からも明らかのように、会社に批判的な労働者を排除してきたツケが回ってきたと言えます。しかし、内部告発者が懲戒解雇処分を受けた事例はありません。その意味からも、武生信金（現・福井信金）で経営者による長期にわたる不正融資を告発した労働者への報復的懲戒解雇を、「有効」とした裁判所の不当判決は、ようやく企業の不正を内部告発しようとする流れに冷や水を浴びせる異常なものと言わざるを得ません。

金融労連は、不正融資を行った経営者が刑事告訴されず、不正を通報しようとした労働者だけを刑事告訴する異常な金庫の対応、ワンマン経営者に対して何ら責任追及してこなかった金融庁の怠慢、不正を暴くためのメールアクセスを「興味本位」などとした本裁判の不当性、など、これまで隠蔽され続けてきた事実を社会に広く訴え、争議解決まで全力でたたかう決意です。

以上、決議する。

2018年9月16日
全国金融労働組合連合会
第13回定期全国大会